

## 計画変更の円滑化のためのガイドラインの策定について

(お知らせ)

平成19年12月28日  
(財)建築行政情報センター  
(日本建築行政会議事務局)

当センターにおいては、改正建築基準法に関する各般の関連情報の提供を行っております。今般、計画変更の円滑化を支援することを目的として、計画変更手続きを要しない軽微な変更や当初の申請においてあらかじめ幅のある計画内容について確認を受けておくことにより計画変更手続きを不要とする方法について、参考事例(間仕切壁の位置、内装材等についての図面)や手順等を示すガイドラインを作成致しました。当センターのホームページ(<http://www.icba.or.jp/>)に掲載し、広く情報提供することとしましたので、お知らせします。なお、参考事例については、今後随時追加していく予定にしております。

問合せ先 (財)建築行政情報センター 03-5206-6135 平野、磯永